

姫路市立保育所・幼稚園の民間移管に伴う
私立幼保連携型認定こども園（手柄地区）
設置運営事業者募集要項

令和7年3月

姫路市 こども未来局 幼保連携政策課

目次

1 募集の趣旨	2
2 対象となる市立施設	2
3 募集の内容	2
4 応募者の資格	2
5 応募にあたっての要件	3
6 移管に向けた準備について	6
7 施設整備に係る補助金等について	7
8 応募の手続き	8
9 選考審査	9
10 スケジュール	12
11 提出書類	12
12 問い合わせ先	12

別紙1 姫路市立保育所・幼稚園の民間移管にかかる諸条件

別紙2 姫路市立保育所・幼稚園民間移管事業移管前協定書(案)

別紙3 引継ぎ・共同保育について

別紙4 三者協議会について

別紙5 姫路市立保育所・幼稚園民間移管に伴う認定こども園の運営に関する覚書(案)

別紙6 引継ぎ・共同保育の目安

別紙7 三者協議会議題(案)

別紙 提出書類一覧

【参考資料】

参考資料 社会福祉施設整備の手引き

1 募集の趣旨

本市では「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」(令和3年7月策定)を策定しました。

この方針に基づいて、市立就学前施設の統合・再編を進めており、このたび、下記の市立施設の民間移管に伴い、私立の幼保連携型認定こども園を整備(創設)し、運営する事業者の募集を行います。

2 対象となる市立施設

姫路市立手柄保育所及び同手柄幼稚園

名 称	手柄保育所
住 所	姫路市手柄91
施設規模構造	土地1,067㎡ 建物1,063㎡ 鉄筋コンクリート2階建て
建 築 年	昭和49年

名 称	手柄幼稚園
住 所	姫路市延末148番地2
施設規模構造	土地2,005㎡ 建物556㎡ 鉄筋コンクリート 2階建て
建 築 年	平成元年

3 募集の内容

- (1) 施設種別 幼保連携型認定こども園
- (2) 施設規模 施設の認可定員は135人以上145人以下とし、0歳児(産休明け)から5歳児までを受け入れること。
1号定員を45人とすること。
2、3号の定員構成については、年齢が上がるごとに定員差(0歳児≦1歳児≦2歳児<3歳児≦4歳児≦5歳児)を設けること。
市立手柄保育所及び手柄幼稚園の在籍園児全員を受入可能な定員を設定し、最終的な定員構成については、本市の指示に従うこと。
- (3) 開設日(予定) 令和9年(2027年)4月1日

(参考)令和7年度予定園児数(令和7年3月時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
手柄保育所	4	6	10	16	17	17	70
手柄幼稚園	—	—	—	15	19	18	52

※ うち、外国籍の0～3歳児(中国) 1人

4 応募者の資格

- (1) 法人格等について

社会福祉法人、学校法人、又は社会福祉法人設立予定者

※ 社会福祉法人設立予定者については、設置運営事業者として決定後、補助事業交付決定(10(8)スケジュールの補助事業決定内示を受けてから概ね2カ月以内)までに社会福祉法人の設立ができるもの

に限る。(社会福祉法人の設立については、要件やスケジュールを姫路市健康福祉局監査指導課 法人施設担当(電話 079-221-2387)に確認すること。)

(2) 応募者の要件

応募時に次の全てを満たす者(社会福祉法人設立予定者については、現在運営に携わっている法人について次の全てを満たす者)

- ① 令和7年4月1日時点において現に姫路市内で認可保育所又は認定こども園(以下「保育施設等」という。)を5年以上運営しており、運営を継続していること。
- ② 以下の要件を満たす施設長予定者を決定していること
幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、保育所・認定こども園における勤務経験年数が10年以上で、施設長または施設長に準じた職の経験がある専任の正規職員
- ③ 本市の教育・保育行政をよく理解し、別紙1「姫路市立保育所・幼稚園の民間移管に係る諸条件」の内容のほか、法人選定後に姫路市と法人との間で締結する契約書、協定書及び覚書に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。
- ④ 法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税を完納していること。
- ⑤ 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された教育・保育に関する所管官庁の監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合で、適正な改善報告がなされており、かつ、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みがあると認められる場合は、この限りではない。
- ⑥ 運営する保育施設等以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次の全ての項目を満たすこと。
ア 直近3年間の会計年度において、保育施設等を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過となっていないこと。
ウ 設置運営する幼保連携型認定こども園の年間事業費見込み額の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有し、安定的かつ継続的な運営が見込めること。
- ⑦ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。
- ⑧ その運営について、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていないこと。

5 応募にあたっての要件

(1) 建設用地の要件

- ① 整備地域は手柄小学校区内とし、建設用地は手柄幼稚園又は手柄保育所から直線距離で500m以内が望ましい。
- ② 幼保連携型認定こども園の設置及び運営が円滑に進むよう、近隣住民に対して説明を行うこと。
- ③ 建設用地(園庭を含む。)は、法人が所有権を取得し、法人の基本財産とすること。(用地について、土地所有者の譲渡確約書、売買予約書、所有権移転登記確約書等、取得見込みが分かる書類を提出すること。また、土地の取得価格は、路線価等に照らし、適正な価格であること。)

ただし、下記の条件を満たしているときは、土地の賃借(貸借予定を含む。)により用地を確保するこ

とも可とする。

ア 応募の時点では、土地の貸借予定でも可とするが、所有者承諾書を添付すること。

なお、補助決定内示前に賃借契約を締結した場合は、後述の「7 施設整備に係る補助金等について」(1)の土地借料加算は対象にならないことに留意すること。

イ 30年以上の借地権を設定し、かつ、これを登記すること(例外として、貸主が国、地方自治体、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、登記は不要とする。)

ウ 賃借料及びその財源について、幼保連携型認定こども園を長期にわたり安定的かつ継続的に運営することが可能である内容であること(収支予算書に適正に計上すること)。

エ 「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(平成26年府政共生第743号)」に留意すること。

オ 土地所有者が姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条の規定による暴力団又は暴力団員若しくは関係機関等と密接な関係を有する者ではなく、また、それらの利益となる活動等を行うものでないこと。

④ 抵当権等の担保物権が付されていないこと。付されている場合には、施設完成までに確実に抹消すること。この場合、抵当権抹消確約書等の書類を提出すること。

⑤ 都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、許可が得られる土地であること。その際、施設の開設は令和9年4月1日であることに十分留意し、工期への影響を踏まえて計画すること。また、都市計画施設(道路・公園等)の区域に該当していないこと。

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第122号)第2条に規定する風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から幼保連携型認定こども園の用地として望ましくない環境にないこと。

⑦ 兵庫県が指定する土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。

⑧ 埋蔵文化財包蔵地等に指定されており、文化財発掘調査が必要な区域である場合、工期への影響を踏まえて計画すること。

手柄小学校区

西延末・延末・延末一丁目・東延末・東延末一丁目・東延末二丁目・東延末三丁目・東延末四丁目・東延末五丁目・安田一丁目・安田二丁目・安田三丁目・安田四丁目・栗山町・手柄・手柄一丁目・手柄二丁目・亀山・亀山一丁目・亀山二丁目・飯田・飯田一丁目・飯田二丁目・飯田三丁目

(2) 建設に係る要件(法令遵守等)

① 建物については法人の基本財産とすること。また、できる限り、定員構成に柔軟に対応できる間取りとすること。

② 建物及び設備について、建築基準法、消防法、建築に関する各種法令・通知及び、「姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年姫路市条例第45号)等の法令・通知を遵守すること。

③ 工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、参考資料「社会福祉施設整備の手引き」により、適切に実施すること。なお、後述の「10 スケジュール」(8)の内示前に契約した内

容は施設整備補助金の対象外となることに留意すること。

- ④ 園庭は同一敷地内又は隣接する敷地に設置すること。その際、児童の活動に支障のない十分な広さを確保し、砂場及び園庭遊具を設置すること。そのほか植栽を設けるなど、充実した保育環境となるような提案を行うこと。
- ⑤ 保育室と別に遊戯室を設けること。児童の活動に支障のない十分な広さと設備を確保すること。
- ⑥ 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は、内法面積(有効面積)で算定すること。
- ⑦ 乳児用設備として、調乳室・沐浴設備を設置すること。
- ⑧ 送迎用の駐車場スペースを確保すること(【賃借可】)。

(3) 運営に関する要件

- ① 運営について、「姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等の法令・通知を遵守すること。
- ② 月曜日～土曜日の午前7時から午後7時まで開所すること(延長保育の実施を含む)。また、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)以外は、開所すること。
- ③ 主幹保育教諭は、以下の要件を満たすこと。
幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、保育所・認定こども園における保育士又は保育教諭としての勤務年数が5年以上で、リーダーまたはリーダーに準じた経験のある正規職員
- ④ 保育教諭・調理員は、「姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等基準条例上の配置基準に加え、公定価格上の配置基準を満たすように計画すること。
- ⑤ 特別な支援が必要な児童の支援のため、保育教諭を加配する等の対応を行うこと。
- ⑥ 一時保育、休日保育、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、市から要請があった場合に実施できる計画があることが望ましい。
- ⑦ 給食については、調理室を設置し、全児童について自園調理を行うこと。また、体調不良、アレルギー、特別な支援が必要な児童等、個々の児童の状況に応じて、適切に対応すること。
- ⑧ 施設は専ら教育・保育施設として使用しなければならない。
- ⑨ 主食費及び副食費は実費負担を原則とするが、市立保育所より負担が大幅に増加しないように配慮すること。また、延長保育(2・3号認定)に係る費用は市立保育所と大きな差が生じないように配慮することとし、これらは後述の「6 移管に向けた準備について」(2)で示す三者協議会で協議の上、決定すること。その他、保護者から徴収できる費用は、移管前に徴収していた行事、教材等に係る実費相当額を原則とする。特定負担額、その他の費用を徴収する場合は、移管保育所等の保護者、移管を受けた法人及び姫路市からなる三者協議会で協議の上、決定すること。
- ⑩ その他、別紙1「姫路市立保育所・幼稚園の民間移管にかかる諸条件」を遵守すること。

(4) 資金の確保

施設の建設及び運営のために、自己資金等により次の資金を確保すること。

- ① 建設資金
建設費用が高騰する可能性があるため、余裕を持って準備すること。

② 運転資金

施設の年間事業費の12分の1以上の金額を最低限確保すること。

③ 施設開設に至るまでの法人運営及び施設運営に要する経費

開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(5) 資金借入について

① 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)による融資制度

整備資金の借入を行う場合には、原則として、機構による融資制度機構から借入を行うこと。貸付限度額を含め、事前に機構へ融資相談を行い、その内容を施設整備・資金計画書に記載すること。

添付書類一覧4-16の借入金償還計画表は、20年償還で計算し、貸付金利は、機構のホームページ等で直近の金利を確認し、計算すること。

その他、詳細については、下記の機構窓口を確認すること。

【福祉医療機構大阪支店福祉審査課】

電話 06-6252-0216 ファクス 06-6252-0240

<http://www.wam.go.jp>

② 基本財産を担保提供し民間金融機関から融資を受ける場合

①の例外として、基本財産を担保提供し民間金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ本市所管の社会福祉法人の場合は姫路市健康福祉局監査指導課 法人施設担当(電話 079-221-2387)に相談してください。その他の法人については、兵庫県の所管部署に相談してください。

(6) 近隣への説明

事業の実施にあたっては、近隣住民、地元自治会等と連携し、十分な理解を得て進めること。また、説明を行った際の記録を整理し、保管すること。

(7) 応募後の変更等(計画変更・辞退等)

① 事業者都合による提出書類の内容変更・追加は、公平性の観点から原則として認めない。

② 事業者決定から施設開設までの間に法人の実質的な運営主体が変更した場合は、原則として決定を取り消すこととする。

③ 事業者決定後の計画変更は原則として認めない。ただし、教育・保育の質の向上につながる内容や軽微な変更等であって、審査結果に影響を与えない場合のみ、本市との協議の上で認めることがある。

(8) その他の留意点

① 応募にかかる一切の経費は、選定結果にかかわらず応募法人の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

② 提出書類は、事業者選定及び施設認可の目的に限り使用し、法令上の根拠なく他の目的に使用しない。

6 移管に向けた準備について

(1) 引継ぎ・共同保育の実施

整備運営法人決定後に締結する別紙2「姫路市立保育所・幼稚園民間移管事業移管前協定書(案)」に基づき、円滑な移行に向けて、引継ぎ・共同保育を確実に実施すること。

詳細は、別紙3「引継ぎ・共同保育について」を確認すること。

(2) 三者協議会

- ① 整備運営法人決定後、市・保護者・整備運営法人で構成する三者協議会を定期的を開催し、移管後の保育内容等について、協議を行い、合意形成を図ること。
 - ② 移管後も一定期間は三者協議会を継続すること。
 - ③ 三者協議会で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。
- その他詳細は、別紙4「三者協議会について」を確認すること。

(3) 「姫路市立保育所・幼稚園民間移管に伴う認定こども園の運営に関する覚書」(別紙5)の締結

(4) 職員の確保状況の報告

- ① 引継ぎ・共同保育に従事する職員の確保状況を確認するため、確保状況について令和7年12月及び令和8年2月に市に報告すること。
- ② 新設園に配置する職員の採用状況を確認するため、採用状況について令和8年4月、9月、12月及び令和9年1月に市に報告すること。
- ③ 新設園開園後の職員の勤務シフト想定を確認するため、令和9年2月下旬頃までに4月からの想定勤務シフト表を、同年3月中旬頃までに4月の確定した勤務シフト表を市に提出すること。

7 施設整備に係る補助金等について

(1) 施設整備費について

当該事業が本市の整備助成事業として確定し、予算が成立した場合に補助金を交付する。

民間移管に伴う幼保連携型認定こども園(以下「当該施設」という。)の施設整備に係る本市の補助金は、次の内容で見込むこと。

① 補助見込額

2号及び3号定員 合計	補助見込額(A) (1号45人を含む)	積算内容
90人～100人の場合	(145人定員の見込額) 364,918千円 ※ 土地借料加算を含む	本体工事費、設計料加算、土地借料加算、開設準備費加算

※ 補助見込額は、現時点での補助金単価から算定しており、確定額ではないことに留意すること。

※ 補助対象となる経費の3/4が補助見込額(A)に満たない場合には、補助対象となる経費の3/4が補助金額となる。なお、国要綱等の改正に伴い、負担割合等が変更となる場合がある。

※ 補助が決定した場合は、国及び市補助金の内示後に、事業着手(建築確認申請、入札の公告等)を行うこと。事業着手や入札の手続きについては、参考資料「社会福祉施設整備の手引き」に拠ることとし、決定した事業予定者に対して個別に説明を行うので、市の指導に従い手続きを進めること。

※ 土地借料加算は新たに土地を賃借して施設整備を行う場合に適用される。また、賃借する土地は

施設の敷地となる土地に限らず、施設整備に係る工事資材を置くために借りた土地の賃借料についても対象となるが、賃借料が発生しない場合や、国及び市補助金の内示前に賃貸借契約を締結した場合は加算の対象外となる。

② 施設整備補助対象事業費

施設整備補助対象となる事業費は次のとおり。

ア 建設工事費

イ 設計監理費

※ 土地取得費及び整地に関する費用や備品等は補助対象事業費に含まない。

※ 土地の整地に関する費用や備品等は補助対象事業費に含まない

※ 整備事業全般について、市の指示に誠実かつ迅速に従うこと。

※ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」による制限期間中は、事業開始後の建物の用途変更や形状変更等が制限されることを承知しておくこと。

※ 施設の設備基準等について、事業開始までの間に関係法令等が改正された場合は、必要に応じて計画変更が行えること。

※ 以上に掲げる条件に適合しない計画は、受け付けないので注意すること。

(2) 民間移管に伴う認定こども園開設後の土地の賃借に係る補助について

土地を賃借する場合は、賃借料の一部について補助を行う。

※ 補助については、令和9年度予算が成立した場合に行う。

(3) 引継ぎ・共同保育に係る補助金について

従事した者の人件費の一部について、市が予算の範囲内で補助を行う。

※ 補助については、令和8年度の予算が成立した場合に行う。

8 応募の手続き

(1) 応募書類(案)の事前受付

準備資料の漏れ等を確認するため、提出書類の予備審査を行う。応募を予定している場合は必ず提出すること。

① 提出日 令和7年8月4日(月)、5日(火)

(9時から正午及び 13 時から 16 時まで受付)

② 提出先 姫路市役所こども未来局教育保育部幼保連携政策課

(姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎 2階)

③ 提出方法等

・提出部数は1部。ただし、現在協議中の事項にかかる書類などやむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、受付時(後述)に提出できるものとする。

・上記提出先まで、持参すること。

・提出にあたっては、来庁の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。

・期限までに提出がない場合は、(2)応募書類の受付はできない。

④ 編冊方法等

・提出書類には、全体の目次を付けること。

- ・パンチで穴をあけ、紙ファイル等で綴じること。(製本の必要はない。)
- ・提出書類を綴じる順番は、別紙「提出書類一覧」の順とし、それぞれの書類の先頭に「2-1 法人の概要」等を明記した仕切り紙を入れること。また仕切り紙の右側にインデックスを添付すること。インデックスには「2-1 法人概要」など別紙「提出書類一覧」に示す文言を記載すること。
- ・書類番号は変更しないこと。該当書類がない場合は欠番とすること。なお、書類が多くなる場合は「別紙2-2」、「別紙2-3」のように枝番号を付番することは差し支えない。
- ・書類はA4サイズを基本とし、A3となる場合は折り畳むこと。
- ・提出書類は、両面コピーで差し支えない。
- ・提出書類はファイルを含め返却しない。
- ・ファイル等の表紙及び背表紙に「姫路市幼保連携型認定こども園(手柄地区)設置運営事業者応募書類 ○○法人(←法人名)」と記載すること。
- ・審査の公平性を期するため、応募者及びその関係者等から、本市担当者等に対し提出書類や事業計画の優劣等についての質問、相談等を行うことは、審査の前後を問わず禁止する。

(2) 応募書類の受付

① 受付日 令和7年8月18日(月)、19日(火)

(9時から正午及び13時から16時まで受付)

※ 受付日以降の受付及び書類の差し替えは一切行わないので、提出する際は、十分に内容を精査すること。

※ 提出にあたって、来庁の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。

② 提出部数 20部及びデータ

1部は原本(登記事項証明書等は原本、契約書等は原本証明)とし、残りは写しでよい。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

③ 編冊方法等

応募書類(案)の事前提出に同じ(前記(1)－④参照)。一部ずつ綴じること。

9 選考審査

(1) 選考方法

提出書類の受理後、書類審査、面接審査、現地確認、プレゼンテーション審査等を行い、採択する事業者を決定する。

(2) 1次審査

① 書類審査・面接審査

提案内容等による書類審査と代表者(理事長、代表取締役等。以下「代表者」という。)及び施設長予定者等のヒアリングによる面接審査を実施する。面接審査の日時等詳細については、応募書類の受付期間終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 現地確認

1次審査時に整備予定地の現地確認を行う。応募者の立会のもと実施する。現地では、敷地の形状や建物の建設予定位置等の概略について、5分程度で説明すること。

(3) 2次審査

1次審査による選考を通過した応募者に対し、2次審査を実施する。

① プレゼンテーション審査

事業計画についてプレゼンテーションを行った後、審査委員から質問を行う。プレゼンテーションの日時等詳細については、1次審査終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 資料の持ち込みについて

プレゼンテーションにおいては、フリップ、レジュメやパワーポイント等の資料の持ち込みも可能とするが、内容が提出した計画書と矛盾がないかを事前確認するため、ヒアリング前の市が指定する日までに、事前提出(パワーポイントの場合はデータを提出)すること。

(4) 選考基準

1次審査

	配点	評価項目（大項目）	着眼点
運営計画	60	保育所等の運営状況	・新たな認定こども園を運営するにふさわしい応募動機があり、教育・保育に対する熱意と意欲を持っている。幼保連携型認定こども園の役割と責務を認識している。 ・現在運営している保育所・認定こども園を良好に運営している。
	30	人材育成	・人材育成、人材定着に取り組んでいる。
		職員構成、施設長予定者、主幹保育教諭予定者の経歴	・職種・人数・経験年数の適正なバランスでの職員の配置を計画しており、実現可能性が高い。
	10	監査の状況	・監査での指摘事項に対して適切に改善している。

整備計画	55	園舎の建設計画	・施設基準及び定員を踏まえた施設の設計がされている。 ・部屋の配置は、子どもの教育・保育環境を考えられたものであり、職員が働きやすいものとなっている。 ・地域に受け入れられる施設として運営するための計画がある。
	20	整備及び運営開始後の資金計画	・整備のために無理のない資金計画があり、運営開始直後の運転資金も確保している。
立地	25	都市計画法等の各種基準 立地状況、用地確保の状況	・都市計画法等の基準に適合している。 ・幼保連携型認定こども園の運営に適した立地状況や用地の広さである。送迎の便も考慮している。 ・既存の施設(他園)と接近しすぎておらず、手柄幼稚園と手柄保育所から離れすぎている。

2 次審査

	配点	評価項目（大項目）
全般	120	保育所等の運営状況
新園の運営	60	人材育成
		職員構成、施設長予定者の経歴
	20	施設の仕様

(5) 留意事項

① 応募者があっても本市が求める水準を満たさない又は合致しない場合は、採択する事業者を決定しない場合がある。

② 応募の無効、選定の取消

以下の場合には応募の無効、選定を取消とするので注意すること。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合

ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合

エ 審査に関する不正行為があった場合

オ 選考後、計画内容について本市の許可なく変更を行った場合

カ 応募期間中および選考期間中に、本公募に係る市職員、選考委員、またはその他の関係者への直接的または間接的な接触を行った場合。

(6) 選考結果の通知

選考結果については、全応募者に通知する。

10 スケジュール

- (1) 募集要項の配布……………令和7年3月28日(金)
- (2) 質問の受付……………令和7年3月28日(金)～令和7年7月22日(火)
※ 質問は「質問書」の様式により、電子メールで行うこと。
- (3) 応募書類(案)の事前受付……………令和7年8月4日(月)、5日(火)
- (4) 応募書類の受付……………令和7年8月18日(月)、19日(火)
- (5) 1次審査(書類審査・現地確認)……………令和7年8月下旬予定
- (6) 2次審査(プレゼンテーション審査)……………令和7年9月中～下旬予定
- (7) 事業予定者決定……………令和7年9月下旬予定
- (8) 補助事業決定内示……………令和7年12月上旬予定※
- (9) 設計監理・補助金申請・入札・契約・工事着工等……………補助事業決定内示後
- (10) 施設の設置認可……………令和9年3月
- (11) 施設の開設……………令和9年4月1日

※ 上記(8)の内示時期は、令和7年度内に工事着工できる場合の予定である。そのため、用地の開発許可が必要などの理由により、令和7年度内の工事着工が困難と見込まれる場合は、補助事業決定時期が令和8年4月となる。その場合でも、施設の開設は令和9年4月1日であることに留意し、事業スケジュールを組むこと。

11 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり。

12 問い合わせ先

姫路市 こども未来局 幼保連携政策課(担当:豊田)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話:(079)221-2738

e-mail: kodomoseisaku@city.himeji.lg.jp

姫路市立保育所・幼稚園の民間移管にかかる諸条件

【姫路市における幼保連携型認定こども園の教育・保育理念】

児童福祉施設として子ども一人一人の人権を大切にきた保育所と、子ども一人一人の特性を踏まえ、様々な体験活動を通して幼児期の教育を行ってきた幼稚園の双方の良さを活かしながら、子どもにとって最善の利益を第一に考えた教育及び保育をすすめるとともに、保護者から信頼され、地域に愛されるこども園を目指している。

1 運営条件

移管対象の市立保育所・幼稚園(以下「移管保育所等」という。)の教育・保育の継承を基本として、移管後の幼保連携型認定こども園(以下、「当該施設」という。)において、次の内容を実施すること。

(1) 移管保育所等の定員及び定員構成の継承

当該施設の認可定員及び利用定員とその定員構成については、姫路市が公募条件で示す条件を遵守すること。

(2) 開園時間

午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分までとする(延長保育時間を含む)。

(3) 休園日

日曜日、祝日、12 月 29 日～翌年1月3日とする。

(4) 食事

① 月曜日から土曜日まで自園調理による食事(2号・3号認定児には間食を含む。)を提供すること。

② 離乳食にも対応すること。

③ 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)を参考にすること。

④ アレルギー児への対応については、完全除去対応を原則とすること。

⑤ 食育を推進すること。

(5) 保護者の費用負担

主食費及び副食費は実費負担を原則とするが、移管対象保育所より負担が大幅に増加しないように配慮すること。また、延長保育(2・3号認定)に係る費用は移管対象保育所と大きな差が生じないよう配慮することとし、移管保育所等に在籍する子どもの保護者、当該施設を運営する法人及び姫路市からなる三者協議会で協議の上、決定すること。その他、保護者から徴収できる費用は、移管前に徴収していた行事、教材等に係る実費相当額を原則とする。その他の費用を徴収する場合も、三者協議会で協議の上、決定すること。

(6) 行事

移管保育所等の行事(特に地域行事)を継承すること。なお、保護者が参加する行事は月1回を超えないよう配慮すること。また、行事の継承にあたっては、地域との関わりを

大切にし、保護者、地元町内自治会、近隣住民及び関係団体等との連携に努めること。

(7) 苦情処理制度

苦情解決の仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

(8) 宗教への配慮

子ども及びその保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事は行わないこと。

※ クリスマス会やひなまつりなど一般的な行事まで制限するものではなく、実施にあたっては三者協議会等で協議するものとする。

(9) 保護者会

保護者会の設置を妨げないこと。

※ 移管保育所等から当該施設に転園した子どもがすべて卒園した後は、保護者会の存続について保護者会と協議の上で決定することを妨げるものではない。

(10) 年齢別保育の実施

3歳児から5歳児は年齢別保育を実施すること。ただし、歳児の人数が10人未満になるなど、集団の規模が確保できないような場合は、三者協議会で協議の上、異年齢保育を実施することができる。

(11) 支援を要する家庭

支援を要する家庭、保護者への対応については、姫路市子育て支援室など関係機関と連携して行うこと。

2 多様な保育ニーズへの対応

(1) 延長保育の実施

延長保育は、各利用者の認定された保育時間(11時間又は8時間)を超える時間帯とする。

(2) 障害のある子ども等支援を要する子どもの受入れ

障害のある子ども等支援を要する子どもの受入れを行うこと。特に、移管保育所等に在籍していた子どもについては、当該施設を引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

また、障害のある子ども(利用定員の8%程度)の受入れを見込んだ職員の配置(加配)を計画すること。

(3) 地域子育て支援事業(育児相談等)の実施

(4) 施設(園庭等)の地域開放

3 職員について

(1) 職員数

利用園児数に応じて、「姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく保育教諭等を確保すること。

(2) 経験者の確保

次のとおり経験者を確保すること(幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者に限る)。

① 施設長

保育所・認定こども園における勤務年数が10年以上で、施設長または施設長に準じた経験のある専任の正規職員

② 主幹保育教諭

保育所・認定こども園における保育士又は保育教諭としての勤務年数が5年以上で、リーダーまたはリーダーに準じた経験のある正規職員

③ 保育教諭

保育所・認定こども園における常勤の保育士又は保育教諭としての勤務年数が8年以上のものを全体の1割以上、4年以上のものを全体の4割以上、1年未満のものは全体の2割以下とするよう努めること。

※ ここでいう常勤とは、1日6時間以上かつ月 20 日以上勤務している者とする。

※ 休職期間は勤務年数に含まない。

(3) 引継ぎ・共同保育

姫路市が指定する引継期間において、姫路市が指定する職員(施設長、主幹保育教諭、保育教諭、調理員等)を配置すること。

(4) 勤務の継続

「姫路市立保育所・幼稚園民間移管事業移管前協定書」に基づく引継ぎ・共同保育に参加した職員は、継続して当該施設の教育・保育に従事すること。特に、施設長、主幹保育教諭については、移管後の教育・保育の安定性の面から、原則3年以上は継続勤務すること。

ただし、勤務を継続できない等、特別な事情が生じた場合には、姫路市と協議の上、保護者の理解を得るよう努めること。

4 福祉サービス第三者評価の受審

当該施設の運営開始後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

5 三者協議会の継続

当該施設の運営開始後も当分の間(目安として、移管保育所等から当該施設に転園した子どもがすべて卒園するまでの間)、三者協議会において、教育・保育内容の継続性及び本諸条件の変更等について調整すること。

6 その他

(1) 当該施設の運営法人は、その運営状況等について、姫路市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること。

(2) 本諸条件に定める内容は、移管保育所等から当該施設に転園した子どもがすべて卒園するまでの間、遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会等において

保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。その場合は姫路市に報告すること。

(3) 当該期間経過後においても、内容の変更にあたっては、保護者の理解を得るよう努めること。

(4) 本諸条件を変更する必要がある場合は、市と当該施設の運営事業者で協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

姫路市立保育所・幼稚園民間移管事業移管前協定書（案）

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）とは、令和9年4月1日をもって行う姫路市立〇〇保育所及び〇〇幼稚園（以下「当該保育所等」という。）の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲が乙に移管する当該保育所等の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定書締結日から令和9年3月31日までとする。

（移管決定の履行）

第3条 乙は、甲から通知を受けた法人決定通知書（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号）の決定を、乙の理由によって解除することはできない。

（移管に対する協調）

第4条 甲と乙は、当該保育所等の移管に当たっては、利用児童の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図れるようにする。

（移管申込内容の遵守）

第5条 乙は、姫路市立保育所・幼稚園の民間移管に伴う私立幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集に応募した際に提出した幼保連携型認定こども園の設置・運営についての提案内容を、乙の理由によって変更することはできない。

（三者協議会）

第6条 甲、乙及び当該保育所等に在籍する児童の保護者の三者間で、移管に伴う諸事項について合意形成を図るため、三者協議会を設置する。

（引継ぎ・共同保育）

第7条 当該保育所等の民間移管に伴い、乙への円滑な引継ぎを図る目的で、甲の責任の下に、当該保育所等の職員及び乙が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、次に掲げるとおり引継ぎ・共同保育を行う。

(1) 引継ぎ・共同保育期間

引継ぎ・共同保育の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 安全注意義務

甲と乙は当該保育所等の移管に伴う引継ぎ・共同保育について、利用児童の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

(3) 内容

引継ぎ・共同保育は、別紙「引継ぎ・共同保育の目安」をもとに、甲と協議の上で乙が作成する引継ぎ・共同保育計画に基づき、施設長予定者、主幹保育教諭士予定者及び保育教諭等を当該保育所等に派遣し実施することとする。

(4) 守秘義務

乙は、前号の規定により派遣する者に対して、派遣期間中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に定める守秘義務と同様の義務を負わせるものとし、その者が当該義務に抵触した場合は、その者及び乙において、連帯してその責に任じるものとする。派遣終了後も同様とする。

(5) 服務

乙は、第3号の規定により派遣する者に対して、派遣期間中、甲の職員に適用される関係法令を遵守させなければならない。その者の派遣期間中の懲戒処分等は、甲の報告に基づき、乙において行う。

(6) 報告

乙は、毎月の状況について、1か月を経過するごとに、引継ぎ・共同保育記録書を速やかに甲に提出しなければならない。

(7) 経費

引継ぎ・共同保育に係る経費の一部を甲から乙に補助金として交付するものとする。

(8) 賠償責任

乙が派遣する職員の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償する責任を負うものとする。

(9) その他

引継ぎ・共同保育について、この条に定めのない事項については別途協議して定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第8条 甲及び乙は、本協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、秘密保持に関する全ての法令等を遵守するとともに、記録媒体等の使用に当たっては、個人情報の漏えい事故等の防止等の適切な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第10条 乙は、本協定書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償

しなければならない。

(疑義等の決定)

第 1 1 条 本協定書に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市 姫路市長	印
---	------------------------------	---

乙	所在地 法人名 理事長	印
---	-------------------	---

引継ぎ・共同保育について

私立幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けて、別紙2「姫路市立保育所・幼稚園民間移管事業移管前協定書」に基づき、引継ぎ・共同保育を確実に実施すること。整備・運営法人は、別紙6「引継ぎ・共同保育の目安」をもとに、引継ぎ・共同保育の計画を本市と協議の上で作成すること。

- (1) 期間 令和8年4月～令和9年3月
- (2) 内容 移管後に配置が予定されている施設長、主幹保育教諭及びクラス担任の保育教諭等が市立保育所及び市立幼稚園において引継ぎを行う。また、行事等にも参加することにより、教育・保育の状況を把握する。

【配置の目安】

令和8年4月～12月 2名(施設長、主幹保育教諭)

令和9年1月～3月 上記に加え、クラス担任の保育教諭5～6名及び調理員1名

- (3) 報告 毎月の状況について、1か月ごとに、引継ぎ・共同保育の記録を速やかに市に提出する。
- (4) 経費 従事した者の人件費の一部について、市が予算の範囲内で補助する。
- (5) 移管後の本市の対応について
 - ・開園後1年は、1～3か月に1回程度、本市の職員が訪問し、保育の状況を確認し、必要に応じてアドバイスをを行う。
 - ・保護者アンケートを実施する。

三者協議会について

1 趣旨

民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の幼保連携型認定こども園の運営に係る諸事項について、保護者代表・移管先法人・姫路市の三者で協議し、合意形成を図る。

2 構成

保護者代表(移管する市立保育所及び幼稚園に在籍する子どもの保護者代表)、移管先法人(法人代表者及び施設長予定者)、姫路市(幼保連携政策課他)で構成する。

3 協議事項等

民間移管後の保育所運営に関する諸事項について協議する。なお、この三者協議会で協議し合意した事項について、三者は遵守するものとする。

協議事項は別紙7「三者協議会議題(案)」のとおり。

4 設置時期及び設置期間

移管先法人が決定した後に設置する。

設置期間は、目安として、移管に伴い移管後の幼保連携型認定こども園に転園した子どもすべてが卒園するまでの間とする。

5 開催場所

会議開催場所は、原則として移管する市立保育所又は市立幼稚園とする。ただし、日程等で止むを得ない場合は、他の場所で開催することがある。

6 主催

三者協議会は、移管前は姫路市(幼保連携政策課)が主催し、移管後は移管先法人が主催する。

姫路市立保育所・幼稚園民間移管に伴う認定こども園の運営に関する覚書（案）

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の行う姫路市立〇〇保育所及び〇〇幼稚園（以下「移管保育所等」という。）の民間移管に伴い、令和9年4月1日に乙が開設する幼保連携型認定こども園（以下「移管新園」という。）の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（遵守項目）

第1条 乙は移管新園の運営に当たって、別紙の「姫路市立保育所・幼稚園の民間移管に係る諸条件」の内容を遵守するものとする。

（協議内容の履行）

第2条 乙は移管新園の運営に当たって、甲、乙及び移管保育所等の保護者からなる三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

（遵守項目及び協議内容の履行の検証）

第3条 甲は、第1条の遵守事項及び前条の協議内容の履行が確実になされているかどうかについて検証を行い、乙はこれに協力するものとする。

（効力の発生）

第4条 この覚書の効力は、令和9年4月1日から発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

印

乙 所在地
法人名
理事長

印

	令和8年4月～11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月
施設長 予定者	週1回程度	週1～2回	週3～5回		
	・市立施設の教育・保育の理念、方針、保育内容を理解する ・行事参加、所長、園長との事務引継ぎを行う ・在園児や保護者と信頼関係を培う		・所長、園長と緊密に連携を取りつつ、勤務予定保育教諭等の指導にあたる ・地域、関係機関との関係を築く ・職員配置や体制を整える ・新年度に向け、マニュアル等の整備、カリキュラム等の作成を行う ・新年度の準備を行う		
勤務予定 主幹保育 教諭	週1回程度	週1～2回	週3～5回		
	・市立施設の教育・保育の理念、方針、保育内容を理解する ・施設長予定者と連携しながら、行事参加、所長、園長等と事務引継ぎを行う ・在園児や保護者と信頼関係を培う		・保育内容を深く理解し、施設長予定者と連携しながら、勤務予定保育教諭等をまとめていく ・地域、関係機関との関係を築く ・新年度に向け、マニュアル等の整備、カリキュラム等の作成を行う		
勤務予定 保育教諭	必要に応じて随時		週3～5回		
	必要に応じて行事等に参加		・子どもや保護者と信頼関係を培う ・クラスを固定せず、交代で保育に入る ・ローテーション勤務を行い、一日の流れを把握する	・登園、降園時に保護者対応を行い、信頼関係を深める ・次年度クラス担任を決め、該当するクラスで共同保育を行う	
勤務予定 調理員	必要に応じて随時		必要に応じて随時	週1回程度	週1回程度
	必要に応じて行事等に参加		アレルギー食や離乳食等の個別対応について把握する	・1日の流れ、1カ月の流れを確認する ・業務理解を深め、個別対応を確実に引継ぐ	

三者協議会議題（案）

			協議時期（予定）						
			移管前						移管後
	項目	提案内容	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回～
			R 8. 1	R 8. 3	R 8. 5	R 8. 7	R 8.11	R 9. 2	R 9. 4以降
1	法人の紹介		◆						
2	施設長予定者の紹介		◆						
3	教育・保育方針の説明		◆						
4	新園舎について		◆						
5	園名		◇	●					
6	クラス編成				◇	●			
7	給食の提供について （内容、費用等）		◇	●					
8	アレルギー対応		◇	●					
9	開所時間		◇	●					
10	保育短時間/標準時間		◇	●					
11	延長保育（おやつ代を含む）		◇	●					
12	預かり保育	利用料	◇	●					
13		おやつ代	◇	●					
14	その他実費について （内容、費用等）		◇	●					
15	園行事				◇	●			
16	保護者主催行事				◇	●			
17	保護者との連携 （保護者会、行事等）				◇	●			
18	制服、持ち物について				◇	●			
19	関係機関との連携 （嘱託医・第三者委員等）				◇	●			
20	利用料等支払い方法				◇	●			
21	重要事項説明				◆				
22	引継ぎ・共同保育職員紹介						◆		
23	新園職員紹介							◆	
24	法人からの提案		◇随時						
25	保護者からの提案		◇随時						
26	市からの提案		◇随時						
27	園保管書類 （在園児の記録等）	写しの引継ぎ	◇随時						

◇提案・協議 ●決定 ◆説明